

○西東京市移動支援利用助成事業実施要綱

西東京市移動支援利用助成事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定による地域生活支援事業のうち、同条第1項第8号に規定する移動支援事業として、屋外での移動が困難な障害者及び障害児（法第4条第1項及び第2項に規定する障害者及び障害児をいう。以下「障害者及び障害児」という。）に対して行う、外出時における移動の支援（以下「移動支援」という。）に要する障害者及び障害児の負担となる費用の一部を市が助成し、もって障害者及び障害児の家庭の福祉の増進を図ることを目的とする。

第2 利用対象者

西東京市移動支援利用助成事業（以下「助成事業」という。）の対象となる者は、次に掲げる者で、移動支援を要するものとする。ただし、法第28条に掲げる障害福祉サービスの支給の決定を受け、移動の支援を受けることができる者を除く。

- (1) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）に基づく愛の手帳の交付を受けている知的障害者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている視覚障害者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者
- (4) 就学児以上の年齢の障害児
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 介護保険法（平成9年法律第123号）による介護保険制度の対象者は、介護保険制度による移動の支援を利用した上で、なお移動の支援を要する場合に対象とする。

第3 助成事業の内容

市長は、西東京市地域生活支援事業の費用負担等に関する条例（平成18年西東京市条例第45号）第2条第2項の規定により、移動支援を利用した第5の助成決定障害者等が移動支援に係るサービスを提供する事業者（以下「事業者」という。）に対して、支払った額（別表第1の基準額を上限とする。）に100分の90を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。）を助成する。ただし、第5の助成決定障害者等が別表第2第1号に該当する場合は、同号に定める割合を乗じて得た額を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、移動支援事業利用者に対する利用者負担軽減事業運営要綱（平成19年1月31日付18福保障在字第1225号）により実施する利用者負担の軽減措置として、第5の助成決定障害者等が別表第2第2号に該当する場合は、同号に定める割合を乗じて得た額を助成する。

3 移動支援の利用の基準時間及び当該基準時間に加算する時間（以下この項及び次項において「基準時間等」という。）は、別表第3のとおりとする。ただし、市長

が必要と認める場合は、この限りでない。

4 基準時間等の利用は奇数月を基準とし、基準時間等の利用の方法は次のとおりとする。

(1) 奇数月において第5の助成決定障害者等が利用した移動支援の時間（以下この項において「利用時間」という。）が基準時間等に満たなかった場合は、基準時間等から利用時間を減じて得た時間を当該奇数月の翌月に繰り越すことができる。ただし、障害児が年齢18歳に達した場合においては、当該年度の3月末日までは、障害児として移動支援の助成を行うものとし、当該年度の最終月の利用時間が基準時間に満たないときは、翌月への利用時間の繰り越すことはできない。

(2) 奇数月において利用時間が基準時間等を超過する場合は、利用時間から基準時間等を減じて得た時間を当該奇数月の翌月から繰り入れることができる。ただし、障害児が年齢18歳に達した場合においては、当該年度の3月末日までは、障害児として移動支援の助成を行うものとし、当該年度の最終月の利用時間が基準時間を超過した場合でも、翌月から繰り入れることはできない。

5 第5の助成決定障害者等のうち、法第28条第1項第1号における居宅介護の決定を受けた者又は西東京市生活サポート利用助成事業実施要綱（平成18年9月29日付18西保障第1065号市長決裁）に規定する助成を受けた者で、主に自宅における見守りを含む介護に対する給付又は助成を受けたものの基準時間は、当該給付又は助成に係る時間数を別表第3の基準時間及び当該基準時間に加算する時間に含めるものとする。

第4 利用の申請

助成事業を利用しようとする障害者又は障害児の保護者（以下「障害者等」という。）は、移動支援利用助成申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書により市長に申請するものとする。

第5 助成の決定

市長は、第4の申請があったときは、速やかに移動支援に係る費用の助成（以下「移動支援助成」という。）の可否を決定し、当該申請をした障害者等に対し、移動支援利用助成等（承認・不承認）決定通知書により通知し、助成の決定を受けた障害者等（以下「助成決定障害者等」という。）に対しては、受給者証を交付する。

第6 支払

市長は、助成決定障害者等が事業者から移動支援に係るサービスを受けたときは、当該助成決定障害者等が事業者を支払うべき当該移動支援に係る費用について、第3の規定により助成決定障害者等に助成すべき額の限度において、当該助成決定障害者等に代わり、事業者を支払うことができる。

2 市長が前項の規定による支払をしたときは、助成決定障害者等に対し、移動支援助成をしたものとみなす。

第7 事業者の登録

事業者は、移動支援に係るサービスの提供を適切に行うことができると市長が認

め、市に登録したものとする。

- 2 前項の登録をしようとする事業者は、地域生活支援事業事業者登録申請書により市長に申請するものとする。
- 3 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその可否を決定し、当該申請をした事業者に対し、地域生活支援事業事業者登録決定通知書により通知する。

第8 返還

市長は、助成決定障害者等が偽りその他不正な手段により移動支援助成を受けたときは、既に行った移動支援助成の決定を取り消し、その者から当該移動支援助成の額について返還させることができる。

第9 届出義務

助成決定障害者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、地域生活支援事業変更届により、市長に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名等を変更したとき。
- (2) その他第4の申請内容に変更があったとき。

第10 調査

市長は、必要があると認めるときは、助成決定障害者等に対し調査をし、又は書類の提出を求めることができる。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、助成事業に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この要綱の施行の日前において、助成の決定に係る準備その他の必要な準備行為を行う。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から適用する。ただし、別表第2第1号の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の西東京市移動支援利用助成事業実施要綱(以下「改正後の要綱」という。)別表第2第2号の規定は、この要綱の施行の日以後に改正後の要綱第5の規定による決定を受けた同号に規定する者が利用する改正後の要綱第1に規定する移動支援から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

(適用)

2 改正後の西東京市移動支援利用助成事業実施要綱（以下「新要綱」という。）第3第4項の規定は、この要綱の施行の日以後に利用する新要綱第1に規定する移動支援から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から適用する。

別表第1（第3関係）

要件	30分	1時間	1時間30分	以後30分ごと
身体介護を要する	1,600円	3,200円	4,800円	800円ずつ加算
身体介護を要しない	800円	1,600円	2,400円	

備考 身体介護の必要性の基準については、別に定める。

別表第2（第3関係）

助成決定障害者等の状況	割合
(1) 助成決定障害者等及び当該助成決定障害者等と同一の世帯に属する者が、助成事業の利用のあった月において、被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている者をいう。）であるもの	100分の100
(2) 市町村民税世帯非課税者（利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者が事業の利用のあった月の属する年度（事業の利用のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該利用者をいう。）	100分の100

備考 この表において「助成決定障害者等と同一の世帯に属する者」とは、助成決定障害者等が18歳以上の場合は当該助成決定障害者等の配偶者をいい、助成決

定障害者等が18歳未満の場合は当該助成決定障害者等と同一の世帯に属するものをいう。

別表第3（第3関係）

利用対象者	基準時間 （1月当たり）	社会生活上不可欠な用務への利用に当たって基準時間に加算する時間（1月当たり）	夏期休暇時（7月及び8月）の利用に当たって基準時間に加算する時間（1月当たり）
障害児	16時間	—	10時間
知的障害者 視覚障害者 精神障害者	32時間	8時間	—